２０２６年7月

令和８年熊本地震により
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和８年熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】
災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大 6 カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫

お客さま相談窓口:0120－329－431

受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

適　用　地　域		法適用日
熊本県	熊本市（くまもとし） 八代市（やつしろし） 水俣市（みなまたし） 山鹿市（やまがし） 菊池市（きくちし） 宇土市（うとし） 上天草市（かみあまくさし） 宇城市（うきし） 天草市（あまくさし） 合志市（こうしし） 下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち） 菊池郡大津町　（きくちぐんおおづまち） 菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち） 阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら） 上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち） 上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち） 上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち） 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち） 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう）	2026年7月28日（火）

	葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち） 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち）	

以上